

いたち川ランニングクラブ運営規約

第1章 総 則

第1条 本会は「いたち川ランニングクラブ」と称し、略称は「いたち川RC」とする。

第2条 本会設立日は1999年7月1日とする。

第3条 本会所在地を代表宅に置く。

第4条 本会は、ランニング愛好家およびランナーを目指す者で組織する。

第5条 本会は、走ることを通して、心身の健康を育み、会員相互の親睦を深め、健全な社会づくりに努めることを目的とする。

第2章 事 業

第6条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 月1回の定期練習会の開催
- (2) 市民マラソン大会、陸上競技会への参加
- (3) 合宿、ランニングに関する研究会、会員親睦会等の企画開催

第7条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役 員

第8条 本会は次の役員を設ける。役員名簿は別紙の通りとする。

代表 1名

副代表 2名

事務局 総務担当、会員担当、広報担当 それぞれ若干名

会計 1名

監査 1名

第8条の2 代表は本会を代表するとともに本会事業を統括し、総会を招集する。

第8条の3 副代表は代表を補佐し、必要があれば代表の職務を代行する。

第8条の4 事務局は、総会決議のもとに本会事業に必要な事務を担う。

- (1) 総務担当は、総会を準備開催し、総会で決定した本会事業の実施を支援する
- (2) 会員担当は、入退会希望者への対応、会員名簿の管理と会員への配布、会員マーリングリストメンバーの保守を行う

- (3) 広報担当は、本会の Web サイト運営、本会 E メールおよび blog 等のアカウントの維持管理を行う。
- (4) 事務局長は事務局全体を統括する。事務局会員は事務局長を補佐し、必要があれば事務局長の職務を代行する。
- (5) 事務局各担当が担務不能の場合、事務局長の指揮により事務局全体で当該担務を協力する。
- (6) 事務局各担当は、事務局長の指示に従い、役員会に総会議案を上程する。
- (7) 代表および副代表は事務局と兼任可能である。

第8条の5 会計は本会の会計業務を統括し、年度会計決算報告書、年度予算案を作成する。

第8条の6 監査は本会の事務局業務と会計業務を監査する。

第9条 第8条の役員は次の方法により選出する。

- (1) 役員は総会決議により任命する。
- (2) 役員の任期は次年度総会までとし、再任を妨げない。
- (3) 任期途中の役員交代は、役員会の決定によりこれを認める。任期途中に交代した役員の任期は前任者の残任期間とする。後任役員が着任するまで、役員はその任務を全うする。

第10条 本会全役員を無報酬とする。

第4章 会 員

第11条 本会の会員は、第5条の目的に賛同した第4条の関係者とし、本会が定めた事項を承諾し所定の入会手続きを終えたものとする。

第12条 会員が死亡した場合、会員資格を失うものとする。

第13条 本会の名誉、品位を傷つけ、本会の秩序を乱したと思われるとき、総会もしくは臨時総会の決議により当該会員を除名する。

第5章 会 議

第14条 総会を毎年4月に開催する。また必要があれば臨時総会を開催する。決議は出席した会員の過半数の同意をもって決定する。委任状提出者は出席とみなす。

- (1) 総会は代表が召集する。
- (2) 臨時総会は、代表が必要と認めたとき、または会員の過半数が開催を請求した場合に代表が召集する。
- (3) 事務局は総会の開催日時・場所・議題を開催10日前までに全会員に通知する。
- (4) 事務局は総会終了後すみやかに議事録を作成し、運営規約とともに会員に配布する。同時に活動の予定と実績、運営規約を Web ページに掲載する。

第15条 総会では次の事項を報告・審議・議決する

- (1) 事業報告と事業計画
- (2) 役員選任
- (3) 決算と予算
- (4) 規約改正
- (5) その他、議決を必要とする事項

第16条 役員会を年1回以上開催する。役員会の決定は出席役員の協議によって行う。

- (1) 役員会は代表が召集する。
- (2) 役員会で前条の事項を審議の上、総会に上程する。
- (3) 役員会で総会議長を決定する。
- (4) 年度途中に役員交代が必要な場合は、臨時役員会で交代役員を任命する。
- (5) 事務局は役員会終了後すみやかに議事録を作成し全役員に配布する。

第6章 細則

第17条 (定期練習会について)

(1) 定期練習会幹事

月1回の定期練習会開催のため、各練習会の担当幹事を総会で選出する。

幹事は持ち回りで練習会を計画し開催する。

幹事は練習会開催要項を電子掲示板ならびにメーリングリストのみを使用して全会員に告知する。

他の会員は幹事に積極的に協力する。

(2) 練習会での事故怪我

本会練習会で発生した事故怪我等について本会は一切の責任を負わない。

第18条 (入退会の手続き・休退会扱い)

(1) 入会

本会に入会を希望する者はその意思をWebページのフォームにて事務局に届け出ること。

その際、必ず連絡可能で入会後も有効なEメールアドレスを使用すること。

本会の不利益が予見される場合は入会希望を受理しない。

事務局が入会希望を受理した時点で仮入会とし、公式行事参加をもって正式入会とする。

会員の推薦があり、本会代表が入会を承認した場合はその限りではない。

(2) 退会

退会を希望するものはその旨を書面(Eメール可)にて事務局に届け出ること。

事務局が退会届を受理し本人に確認した時点で退会とする。

会員は休会を希望できない。本会事業に参加不能となった場合は退会すること。

(3) 休会扱いと退会扱い

長期間連絡が取れない会員を総会決議により休会扱いとする。

長期間連絡が取れない休会扱い者を総会決議により退会扱いとする。

休会扱い者について、Web ページにてその扱いを一定期間告知する。

(4) 再入会

退会者は再入会可能である。除名者の再入会は原則として認めない。

第19条（入会金・会費）

(1) 入会金

本会の入会費は無料とする。

(2) 年会費

本会の年会費は無料とする。

(3) 臨時会費

総会決議により、本会運営のために必要な企画事業に掛かる費用を臨時会費として会員より徴収することができる。

第20条（クラブ会計について）

(1) 予算

臨時会費を要する本会事業の計画および予算は、総会の承認を得なければならない。

(2) 決算

本会の事業報告及び決算は、年度決算会計報告とともに監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(3) クラブ預金

本会事業で生じた残金は会計担当者の管理下でクラブ預金とする。

第21条（企画行事の立案実行）

(1) 企画行事の案内

臨時練習会・懇親会の企画立案者は幹事として電子掲示板、メーリングリスト、Eメール、電話等で会員に案内する。

(2) 企画行事の実行

企画行事の幹事に他の会員の協力が必要な場合は参画者を募り、実行グループを組織する。

(3) 企画行事での事故怪我

企画行事で発生した事故怪我等について本会は一切の責任を負わない。

(4) 費用・資産

会計は企画行事ごとに行う。費用は原則として企画参加者から徴収し、事務局総務担当の裁量でクラブ預金から充当する。生じた資産および残金はクラブに預託する。資産は事務局総務担当が、残金は会計担当者がそれぞれ管理する。

第22条（陸連登録について）

(1) 日本陸上競技連盟への団体登録

本会を登録団体として日本陸連に選手登録を希望する会員が5名以上いる年度は、富山陸上競技協会に本会名で団体登録を申請する。

付 則 この規約は、いたち川ランニングクラブ設立日である1999年7月1日より施行する。

(改訂：2020年4月4日入退会の手続きとEメールアドレス)

(改訂：2019年4月6日役員、休退会扱い)

(改訂：2018年4月7日会所在地、休退会扱い、企画行事)

(改訂：2015年4月4日事務局住所、役員名簿を規約別紙とする、細則の正式入会変更)

(改訂：2014年12月22日会則を運営規約と改め、役員を定める)

(改訂：2014年4月5日)(改訂：2013年4月6日)(改訂：2012年4月7日)

(改訂：2011年4月2日)(改訂：2010年4月10日)(改訂：2009年4月4日)

(改訂：2008年4月5日)(改訂：2007年4月28日)(改訂：平成18年4月8日)

(改訂：平成17年4月16日)(改訂：平成16年4月10日)

(改訂：平成15年5月25日)

(施行：平成11年7月1日)